保育所における質の向上のためのアクションプログラムの概要(案)

1. 経緯

平成 20 年 3 月の保育所保育指針改定に向け、「『保育所保育指針』改定に関する検討会」において審議が行われ、平成 19 年 12 月に「保育所保育指針の改定について(報告書)」が取りまとめられた。

この報告書において、保育の内容の質を高める観点から、保育所保育指針について幅 広い内容の改善・充実を図ることと併せて、保育実践の改善・向上、幼稚園、小学校な ど地域の関係機関との連携、子どもの健康・安全の確保、保護者に対する支援、職員の 資質向上、これらを支える様々な環境整備など、今後取り組んでいくことが必要な施策 を一体的・計画的に推進するためのプログラムを策定することが提言された。

また、本年2月27日にとりまとめられた「新待機児童ゼロ作戦」において、「国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」こととされた。

2. 趣旨

保育所保育指針改定等を踏まえ、保育所における質の向上を図るため、国(厚生労働省)が取り組む施策及び地方公共団体(都道府県及び市町村)が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定する。

各地方公共団体においても保育所における質の向上のためのアクションプログラムを 策定することを奨励する(次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市 町村行動計画と一体的に策定することも可)。

3. 実施期間

平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間とする。(改定保育指針の施行(平成 21 年 4 月) に先行して実施)

ただし、地方公共団体が定めるアクションプログラムの実施期間については自治体独 自に設定。

4. アクションプログラムの概要(主なもの)

(1) 保育実践の改善・向上

自己評価、保育実践に関する調査研究の推進、情報技術を活用した業務効率化など

(2) 子どもの健康及び安全の確保

保健・衛生面の対応の明確化、看護師等の専門的職員の確保の推進、嘱託医の役割の明確化、特別の支援を要する子どもの保育の充実など

(3) 保育士等の資質・専門性の向上

保育所内外の研修の充実、施設長の役割強化、保育士資格・養成の在り方の見直し

(4) 保育を支える基盤の強化

評価の充実、保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用、専門的な人材や 地域の多様な人材の活用、保育環境の改善・充実のための財源確保

5. 今後のスケジュール

平成20年3月 保育所保育指針公布に伴う自治体あて通知(地方自治法第245条の4 第1項の規定に基づく技術的助言)により周知